

# 富士市マナー条例

平成28年6月1日、富士市マナー条例（正式名称：富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例）が施行されました。

公共の場所・他人の土地での

## ポイ捨て禁止

\*吸い殻や空き缶等のごみ箱へ捨てるか、持ち帰って捨てましょう

公共の場所・他人の土地での

## ふん放置禁止

\*飼い犬等のふんは持ち帰って処理しましょう

禁止事項に違反した人については、氏名・住所等を公表する場合があります。

(1) 指導又は勧告 → (2) 措置命令 → (3) 違反事実の公表

## 公共の場所での喫煙マナー

公共の場所で喫煙をする際には、次のことに配慮しましょう

- ◆他人の身体や、持ち物・衣類等に影響又は被害を与えない
- ◆歩行中又は自転車乗車中には喫煙しない
- ◆灰皿等がある場所で喫煙するか、携帯用灰皿を使用する

\*たばこに直接火をつけず、たばこ葉を高温で加熱して喫煙する方式の「加熱式のたばこ」も喫煙マナーの対象としています。

\*本条例の「公共の場所」とは、道路・公園・広場など、屋外の公共の用に供する場所のことです。

## 美しいまちづくりの日

～毎年6月1日は、「美しいまちづくりの日」です。～

家庭や職場・学校などで環境美化について考え、身近なところからできることを実践してみましょう！

## 美化推進重点区域

～市では、次の場所を「美化推進重点区域」に指定しています。

マナーを守り、より一層美しい清潔な区域にしましょう。～

- 富士本町通り
- 吉原本町通り・吉原東本通り（3丁目）
- 富士山登山ルート3776（市内）

\*概ね小学校区を活動範囲とする団体は、美化推進重点区域の指定を申し出ることが出来ます。  
詳しくは環境総務課までお問い合わせください。



## クールチョイス 22

～温暖化対策のための富士市民の賢い選択

22種類が決定しました！～

ごみを捨てないことはもちろん、ものを大切に使い、リユース・リサイクルでごみを減らし、環境にやさしい生活を心がけましょう。

